

## 文教厚生委員会会議録（その２）

- 1 期 日 令和3年9月16日（木）
- 2 会 場 全員協議会室
- 3 開会時刻 午後4時3分
- 4 閉会時刻 午後4時27分
- 5 出席者 委員長 嶺岡慎悟 副委員長 窪野愛子  
委員 二村禮一 委員 勝川志保子  
" 橋本勝弘 " 山田浩司  
" 高橋篤仁  
事務局出席者 議事調査係 竹原俊輔
- 6 協議事項  
・加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書について
- 7 会議の概要 別紙のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和3年9月16日

市議会議長 松本 均 様

文教厚生委員長 嶺岡 慎 悟

## 議 事

午後4時3分 開議

○委員長（嶺岡慎悟君） では、ただいまから文教厚生委員会を開会いたします。

午前中の補聴器のことに關しまして、公的助成の意見書を出したらどうかということで、趣旨採択となりましたので、それに関しましてこちらからまず作ってみましたので、ご意見等いただければと思います。かなりバタバタと作っている部分もあるかと思いますが、ぜひ皆さんもいろいろご意見をいただければと思います。後ほど読めればと思いますが、出ている先ほどの請願の中の意見書部分との整合というか、合わせながら基本的には最初の5行ほどの頭の部分は使わせていただいて、その中でいろいろ追記等しています。

まずは、一回読んでみたいと思います。タイトルは「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書」ということで、今、他市のものも参考にさせていただいて、国のほうに出されているタイトルがほとんど8割がたこのタイトルになっていて、内容も特に問題ないかなということで、あくまで加齢性ということも付け加えて意見書として出せればとおもっています。それでは、内容を読んでいきたいと思います。

「高齢化が進む中、高齢者の果たす社会的役割はますます大きくなっている。これまでの貴重な経験を活かし、社会に貢献できることを高齢者自身も願っている。高齢化の進展と共に、聴覚が衰える加齢性難聴も増加している。難聴は認知症やうつ病の原因ともなり、高齢者の積極的な社会参加を阻む要因のひとつとなることや、難聴が原因で車の運転が困難となったり、情報がとりにくいことで災害弱者にもなりやすいことが指摘されている。こうした中で、聞こえの悪さを補完し、音や言葉を聞き取れるようにしてくれるのが補聴器であり、加齢が要因のひとつである感音性難聴の場合は、軽度の段階から補聴器を使用したほうが、症状の予防につながるとも言われている。日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低くなっている。これは、日本において補聴器が高価であり、保険適用がなく全額自己負担となるためであると考える。現在、国では、高度難聴者（70デシベル以上）に対して、補装具制度により補聴器の購入に必要な費用の補助を行っているが、軽度・中等度難聴者は補助対象外となっている。加齢性難聴者に対して補聴器の更なる普及を行うことは、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。よって、国においては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設することを求める。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。」

ということで案を出させていただいております。今日、基本的には文教厚生委員会としての方向

性を決めて、そのあと文教厚生委員会から24日の議会運営委員会のほうに提案していきたいと思えます。そういった意味で、今日は協議ができればと思います。

では、この内容についてぜひ皆さんからもご意見をください。何か修正等あれば。ちょっと文章的には長くなってしまっているなという印象は受けるかなと思います。事務局から先ほど提案があったのは、真ん中の「日本の難聴者率は、欧米諸国と」という3行は抜いてしまってもいいのではないかという意見も出ていますが、流れとしては、いろいろなところに話が飛んでいるところもあるかなと、これをなくしてすっきりさせるのもありかなと思いますが。いいですかね。

○委員（勝川志保子君） 2段目の「こうした中で」の段落のところで、「聞こえの悪さを補完し、音や言葉を聞き取れるようにしてくれるのが」というのはわかっていることなので、ここは外して、「聞こえの悪さを補完してくれるのが補聴器であり、加齢性難聴の場合は軽度の段階から補聴器を使用したほうが症状の予防につながるとも言われている」にすると内容が分かりやすくなると思います。ここの欧米のところは、確かにこの通りで、私たちも勉強しているときに本当に日本だけが補聴器を使っていないというのは確かなんですよね。他の国が保険適用しているというのも確かです。一番下の「よって、」の前のところの3行が上の段落と同じ内容になってしまいますよね。「必要な補助を行っているが軽度・中程度難聴者は補助対象外となっている」で「よって、」とそれがうつ病の原因となるというのは上で言っているので、「よって、国においては」というその3行も同じことですかね。

○委員長（嶺岡慎悟君） ここは文章をいろいろと混ぜ込んでしまったのでそういうことになったと思います。ここなくてもいいかもしれませんね。

○委員（勝川志保子君） ここの3行もなしでオッケーかな。「よって、国においては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する」といえばそのままなので。

○委員長（嶺岡慎悟君） この「認知症予防ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制」という言葉ほしいですか。ただこの前の部分はたしかに上の部分と被っていると思います。

○委員（勝川志保子君） ここの「べき」までは取って、「認知症予防ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながる加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設することを求める」で一文にしてしまう。

○委員（二村禮一君） 嶺岡委員長が「日本の難聴者率は、欧米諸国と」という3行を外していいと言ったが、国へ出すものなので、日本は遅れているから何とかしようというふうに比べて、ひとつのポイントになるかなと思います。だから日本はやってほしいと、掛川市ではないので、入れておいたほうが向こうもやりやすいと思います。

- 委員長（嶺岡慎悟君） そこは残したとして、下の文章が。
- 委員（勝川志保子君） 「対象外となっている」まではそのまま残して。
- 委員長（嶺岡慎悟君） 最後の「よって、国においては」というのは一文にしたほうが良いと思います。「加齢性難聴者に対して補聴器のさらなる普及を行うことは認知症の予防」「質を落とす」とかっていうのが上で言って。
- 委員（勝川志保子君） 「普及を行うことで認知症の予防については健康寿命の延伸・医療費の抑制につながると考える」
- 委員（二村禮一君） 「こうした中で聞こえの悪さを補完し」まで残してそこからどこへいきますか。次を全部カットしてしまうといったけれども。
- 委員（勝川志保子君） 「聞こえの悪さを補完してくれるのが補聴器であり、加齢性難聴の場合は」にします。感音性難聴という言い方は、意見書の題字に出てこないで、そこを加齢性難聴にしましょう。
- 委員（二村禮一君） 感音性をやめて、加齢性にする。
- 委員長（嶺岡慎悟君） 下のほうはそのままにしますか。
- 委員（高橋篤仁君） 私の調べでは、現在国では70デシベルところから始まって2行、軽度・中度が補償対象外となっている。18歳未満は治療という目的で助成する形になっています。
- 委員長（嶺岡慎悟君） 県ですかね。国はないはずです。
- 委員（高橋篤仁君） なので、要は国が認めるかどうかは治療向きなのかどうかというのがラインなのかなと思っています。加齢なので症状固定しているんで、老化だから聞こえづらくなっているんだよというところから保険適用にならないという話に持っていかれているので、要は上の文で生活を充実させたいという流れの中から今は保険適用外になっていることが、よくないという文にしたいですね。ここで、18歳以上、国なので関係ないか、県だけだから。
- 委員長（嶺岡慎悟君） 静岡県がやっているやつですね、掛川市もそれでやってますけれど。
- 委員（高橋篤仁君） 18歳未満は対象なんですよ。
- 委員（勝川志保子君） 加齢性難聴と上に書いてあるので、加齢性というと少なくとも65歳以上くらいですよ。75歳は後期高齢者だけど、老人の基準によって60歳から75歳までいろいろな制度の町がありますが、60歳、65歳以上のことになるので、この子どもたちの助成制度のことは関係ないと思います。
- 委員（高橋篤仁君） 加齢性のところはないと言いたいので、この文だと全部何もないというふうに聞こえてしまうかなと思いました。そこを心配しました。

○委員長（嶺岡慎悟君）　そういうことですね。

○委員（高橋篤仁君）　一部認めている部分があるのに全部対象外だという文になっているので。

○委員長（嶺岡慎悟君）　文章としては、国は実際やっていないので間違っていないと思います。静岡県だけなので。

○委員（山田浩司君）　段落の構成を見ていくと、一番最初の段落が現状の指摘をされている、二番目の段落が要望につながっている、三番目は外国との比較、四番目が国内では、その次が加齢性難聴ということになっていて、私が思ったのは段落の入れ替えをしたほうがいいのではないか。この「国では」の後の「加齢性難聴者に対しては」というところを二段落目の「症状の予防につながるともいわれている」でそのあと「加齢性難聴者に対して」という言葉を入れて、そのあと外国の様子が来て、国ではときて、だから創設することを求めるというほうが状況がすっきりすると思います。

○委員（高橋篤仁君）　日本で採用してないから、日本で採用してくださいという締めにしたらいからですね。

○委員長（嶺岡慎悟君）　そういうふうな感覚で読んでいただけると、非常に助かります。上から10行目くらいの「症状の予防につながると言われている加齢性難聴者に対して補聴器の」ということですよ。いいのではないのでしょうか。

○副委員長（窪野愛子君）　7行目のところの上の「補聴器あり」となっているのを「補聴器であり」に直してください。

○委員（高橋篤仁君）　ざらっと今の訂正文を読んでもらえるとありがたいです。

○委員長（嶺岡慎悟君）　頭から読んでいきます。

「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書。高齢化が進む中、高齢者の果たす社会的役割はますます大きくなっている。これまでの貴重な経験を活かし、社会に貢献できることを高齢者自身も願っている。高齢化の進展と共に、聴覚が衰える加齢性難聴も増加している。難聴は認知症やうつ病の原因ともなり、高齢者の積極的な社会参加を阻む要因のひとつとなることや、難聴が原因で車の運転が困難となったり、情報がとりにくいことで災害弱者にもなりやすいことが指摘されている。こうした中で、聞こえの悪さを補完してくれるのが補聴器であり、加齢性難聴の場合は、軽度の段階から補聴器を使用したほうが、症状の予防につながるとも言われている。加齢性難聴者に対して補聴器の更なる普及を行うことで、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は欧米諸

国と比べて低くなっている。これは、日本において補聴器が高価であり、保険適用がなく全額自己負担となるためであると考える。現在、国では、高度難聴者（70デシベル以上）に対して、補装具制度により補聴器の購入に必要な費用の補助を行っているが、軽度・中等度難聴者は補助対象外となっている。よって、国においては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設することを求める。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。」

○委員（橋本勝弘君） 4行目の社会参加を「拒む」といったが「阻む」です。

○委員長（嶺岡慎悟君） 「阻む」ですね。失礼しました。

○委員（勝川志保子君） 「てにをは」のところですが、「これは日本において補聴器は高価であり」の「補聴器は」を「補聴器が」にしたほうが良いと思います。

○委員（高橋篤仁君） 補聴器は国産はありますよね。

○委員（勝川志保子君） ありますね。でもドイツ製のほうが、ドイツのほうが広がっているので安く良質なものが手に入ります。

○委員（高橋篤仁君） これは値段が高ければいいというのではなくて、割と調整が必要だと言われていきますよね。

○委員（勝川志保子君） 6万円出してくれれば、自分はちゃんと聞こえるようにできると言っている方がいました。

○委員長（嶺岡慎悟君） よろしいでしょうか。先ほど私が読んだ通りになっているかと思いますが。もしご意見なければ、これで24日の議会運営委員会に提案したいと思いますがよろしいでしょうか。これで終わりたいと思います。

午後4時27分 閉会